

2022年9月6日

新設分割にかかる事前開示書面

(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

東京都新宿区新宿六丁目27番30号
株式会社バンク・オブ・イノベーション
代表取締役社長 樋口 智裕

当社は、2022年9月6日付で作成した新設分割計画書に基づき、2022年11月1日を効力発生日として、当社のメタバースプロジェクト（ゲーム×メタバース）の新規事業（以下「本件事業」という。）に関する権利義務を、新たに設立する株式会社バンク・オブ・イノベーション（以下「新会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）を行うことといたしました。本件分割に関する事項は、下記のとおりです。

なお、本件分割は、会社法第805条に規定する簡易新設分割となります。

記

1. 新設分割計画の内容

別紙新設分割計画書のとおりです。

2. 本件分割の対価の相当性に関する事項

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は本件分割に際して新たに普通株式200株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

なお、交付株式数については、当社が新会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新会社を適正かつ効率的に管理する上で、上記株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

新会社の資本金及び準備金の額については、本件分割により新会社に承継予定の資産等及び今後の事業活動その他諸般の事情を考慮した上で、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

該当事項はありません。

4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込み

本件分割後の当社の資産額は、負債額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件分割後の当社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ想定されておりません。

以上より、本件分割後における当社の債務について履行の見込みがあると判断します。

(2) 新会社の債務の履行の見込み

本件分割後の新会社の資産額は、負債額を十分に上回ることが見込まれます。また、設立後の新会社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、新会社が承継する当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ想定されておりません。なお、本件分割に伴う債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法となります。

以上より、本件分割後における新会社の債務について履行の見込みがあると判断します。

以 上

新設分割計画書

株式会社バンク・オブ・イノベーション（以下、「当社」という。）は、次のとおり新設分割計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

第1条（分割の方法）

当社は、本計画の定めるところに従い、当社の事業のうち、メタバースプロジェクト（ゲーム×メタバース）の新規事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社バンク・オブ・インキュベーション（以下、「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下、「本件分割」という。）を行う。

第2条（新設会社の定款で定める事項）

新設会社の本店の所在地は、東京都新宿区とし、新設会社の商号、目的及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社バンク・オブ・インキュベーション定款」に記載のとおりとする。

第3条（設立時取締役及び設立時監査役）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。

- （1）設立時取締役 樋口 智裕、古川 貴博、河内 三佳
- （2）設立時監査役 田中 大介

第4条（新設会社が本件分割により承継する資産、債務、その他の権利義務）

新設会社は、当社から別紙2「承継権利義務明細表」に記載の資産、債務、その他の権利義務を承継する。なお、新設会社が当社から承継する債務に関しては、重畳的債務引受の方法によるものとする。

第5条（新設会社が本件分割に際して交付する株式）

新設会社は、本件分割に際して、普通株式200株を発行し、その全部を前条に定める権利義務の対価として当社に対して交付する。

第6条（新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新設会社の設立時における資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- （1）資本金の額 金10,000千円
- （2）資本準備金の額 金10,000千円
- （3）利益準備金の額 金0円

第7条（効力発生日）

新設会社の設立の登記をすべき日（以下、「効力発生日」という。）は、2022年11月1日とする。ただし、本件分割の手の続の進行上必要ある場合は、当社の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第8条（株主総会の承認）

当社は、会社法第805条の規定に基づき、株主総会の決議による本計画の承認を得ることなく本件分割を行う。

第9条（競業避止義務）

当社は、本件分割の効力発生日以後も本件事業について、会社法第21条第1項に定める競業避止義務を負わないものとする。

第10条（本件分割に係る条件の変更及び本計画の中止）

当社は、本計画の作成日から効力発生日までの間において、当社の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件分割により当社から新設会社に承継される権利義務に重要な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、本計画を変更又は本件分割を中止することができるものとする。

第11条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本件分割に関して必要な事項については、本計画の趣旨に従って、当社がこれを決定することができる。

以 上

2022年9月6日

東京都新宿区新宿六丁目27番30号
株式会社バンク・オブ・イノベーション
代表取締役社長 樋口 智裕

別紙1

株式会社バンク・オブ・インキュベーション定款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社バンク・オブ・インキュベーションと称し、
英文では、Bank of Incubation, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットのホームページの企画及び制作
2. インターネットビジネスにおけるコンサルタント業務
3. 携帯電話を利用した各種情報提供サービス
4. インターネット等を通しての通信販売業務
5. インターネットのコンテンツの企画・制作・販売
6. コンピュータソフトウェアの開発・販売
7. 各種マーケティング代行業務
8. 広告の企画及び制作並びに広告代理業務
9. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

(株式の譲渡制限)

第9条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第10条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第11条 当会社は、当会社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)又は新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその引受けの申し込みの期日の決定を、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取り扱いについては、この定款によるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役

(員数)

第31条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間等)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

- ② 前項の金銭には、利息を付けない。

附 則

(本店の所在場所)

第1条 当社の本店の所在場所は、東京都新宿区新宿六丁目27番30号とする。

(最初の事業年度)

第2条 当社の最初の事業年度は、会社設立の日から令和5年9月30日までとする。

(設立時取締役及び設立時監査役)

第3条 当社の設立時取締役及び監査役は、次のとおりとする。

代表取締役	樋口 智裕
取締役	古川 貴博
取締役	河内 三佳
監査役	田中 大介

(定款に定めのない事項)

第4条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(附則の削除)

第5条 本附則第1条、第2条及び第3条は、当会社設立後、最初の定時株主総会の終結の時をもって削除するものとする。

以上

承継権利義務明細表

当社より新設会社に承継される権利義務は、法令上又は契約上承継できないものを除き、次に定めるとおりとする。

なお、これらの権利義務のうち資産及び負債の評価については、2021年9月30日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産及び負債

効力発生日（変更された場合には、変更後の日を含む。以下同じ。）において本件事業に属する資産及び負債。

2. 契約上の地位及びこれに付随する権利義務

効力発生日において、本件事業に関して当社が締結している契約に関する一切の権利義務。

3. 労働契約上の権利義務

効力発生日において、本件事業に従事する当社の従業員（臨時社員を含む。）の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新設会社に承継されない。当社は、効力発生日において本件事業に従事する当社の従業員を、当社に在籍させたまま新設会社に出向させ、以後、新設会社において本件事業に従事させる。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、当社及び新設会社間にて協議の上、別途定める。

4. 承継する許認可等

効力発生日において、当社が保有している本件事業に関する許可、認可、承認登録等。

以 上